

空气中放射性物質濃度の分析結果（造粒固化体貯槽）

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/cm <sup>3</sup> )	Cs-134 (Bq/cm <sup>3</sup> )	Cs-137 (Bq/cm <sup>3</sup> )
造粒固化体貯槽排気設備 排気出口側 <sup>※1</sup>	2020/11/26 08:55 ~ 2020/12/03 09:15	<4.4E-09	<1.4E-09	6.0E-09
	2020/12/03 09:15 ~ 2020/12/10 09:15	<4.1E-09	<1.8E-09	6.5E-09
	2020/12/10 09:15 ~ 2020/12/17 09:35	<4.7E-09	<1.6E-09	5.4E-09
	2020/12/17 09:35 ~ 2020/12/24 09:15	<6.6E-09	<3.5E-09	<3.8E-09
	2020/12/24 09:15 ~ 2020/12/28 07:00	<6.5E-09	<3.2E-09	5.4E-09
告示濃度限度 <sup>※2</sup>		1E-03	2E-03	3E-03

・核種毎の半減期：I-131(約8日), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<: 小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・〇.〇E±〇とは, 〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※1 分析結果は、揮発性と粒子状の合計値。

※2 告示濃度限度：東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第1第四欄：放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度限度)